



沼津市こども医療費助成のご案内



この制度は、こどもの養育と、疾病の早期発見・早期治療を促進し、健やかな成長を願うと共に、保護者等の経済的負担の軽減を図ることを目的としています。

1. 対象者・自己負担額 ※沼津市に住所があり、健康保険に加入しているこどもが対象

	通院・入院
対象者	高校3年生相当年齢まで
自己負担額	無料 [食事療養費標準負担額も助成対象]

※対象のこどもが婚姻している場合や、働いて自身の保険証を持っている場合は、利用に際してお手続きが必要となりましたので、こども家庭課までご連絡ください。

2. 受給者証の使用方法

受給者証を健康保険証と一緒に医療機関の窓口で毎回必ず提出してください。静岡県内すべての医療機関で使用できます。

※以下に該当する場合は払い戻しが受けられます。 **詳細は、裏面4をご覧ください。**

- ・ 静岡県外の医療機関を受診した場合
- ・ 公費負担医療（小児慢性特定疾病医療・自立支援医療（育成医療）・特定医療費（指定難病）等）の自己負担金を支払った場合
- ・ 医師の診断に基づき保険適用となる**補装具**を作成した場合

3. 使用上の注意 ～必ずお読みください～

保険適用外の費用は、助成対象外

紹介状なしで大病院を受診した場合にかかる料金、薬の容器代、診断書代、予防接種代、乳幼児健診料、特定療養費、差額ベット代、入院証明料、交通事故などの第三者行為によるけがの治療費などは助成されません。

学校等でのケガ等の場合

学校でのケガ等により、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく災害給付を受けるときは、受給者証は使用できません。

高額療養費の対象になった場合

保険者から高額療養費の給付があるときは、沼津市が保険者に請求し受領することになり、受領委任状を提出していただく場合がございます。

転出等により受給資格がなくなった場合

受給者証は使用できません。こども家庭課に返却していただくかご自身で破棄してください。



裏面も必ずご覧ください



4. 払い戻しの申請について

静岡県外の医療機関を受診した場合等保険証のみで受診した場合は、下記のものを持参して、診療を受けた日から1年以内にこども家庭課（沼津市役所）に申請してください。郵送での申請を希望される場合はこども家庭課にお問い合わせください。

1. 領収書（原本、保険適用のもの）
2. こどもの健康保険証
3. 印鑑（シャチハタ不可）
4. 同世帯の保護者又はこども本人名義の預金口座通帳

※上記以外に持参するものがある場合

保険証を持たずに受診した場合（10割で支払った場合）

保険者（加入している健康保険）から7～8割分の返金を受けた後に、保険者からの返金額の分かるもの（支給決定通知等）もお持ちください。（保険者に領収書の原本を提出する場合は領収書のコピーをとっておいてください。）

高額療養費に該当する場合

保険者に高額療養費の支給申請をし、支給決定されてから、支給額の分かるもの（支給決定通知等）もお持ちください。（保険者に領収書の原本を提出する場合は領収書のコピーをとっておいてください。）

こども医療費助成以外の公費負担医療受給者証等がある場合

小児慢性特定疾病医療・自立支援医療（育成医療）・特定医療費（指定難病）等の自己負担金を支払った場合は、公費負担医療の受給者証もお持ちください。

医師の診断に基づき保険適用となる補装具を作成した場合

保険者から7～8割分の返金を受けた後に返金額の分かるもの（支給決定通知等）と医師の意見書（指示書）もお持ちください。（保険者に原本を提出する場合は領収書と医師の意見書（指示書）のコピーをとっておいてください。）

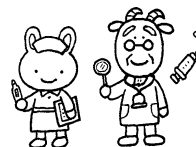
5. 今病院にかかった方がいいのか悩むとき

静岡こども救急電話相談 #8000 または 054-247-9910

夜間、こどもの急な発熱・ケガなどでお困りのとき、救急病院で受診すべきか迷っているとき、小児科医や看護師から電話でアドバイスが受けられます。

（相談時間）平日：18時～翌8時 土曜：13時～翌8時 日・祝：8時～翌8時

緊急性のない軽度な状態の場合、安易な夜間・
休日の救急外来の受診は控えましょう！



問い合わせ

〒410-8601 沼津市御幸町16番1号
沼津市役所 こども家庭課 こども手当係（TEL:055-934-4827）